時事新報

賞勳敘任 東京圖書館

第八百九十七號

明治十八年二月二十日 金曜日

日曜日休刊

郵遞局認可

○明治十八年二月十日

陸軍中將從四位勳二等子爵 三浦梧樓

伊太利國皇帝陸下ヨリ贈與シタル グランコルドーヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

ソルオルデイヲ デラコロンナ デイグリヤ勳章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

陸軍中將從四位勳二等子爵 三浦梧樓

露西亞國皇帝陸下ヨリ贈與シタル 安那第一等勳章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

陸軍中將從四位勳二等子爵 三浦梧樓

墨地利國著洪篤利國皇帝陸下ヨリ贈與シタル ダスコムトウル クロイツ ミットデム ステルヲ アルレルヘーヒステイーレ フランツ ヨゼフ勳章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

陸軍中將從四位勳二等子爵 三浦梧樓

墨朝西共和國政府ヨリ贈與シタル コマンデールドロルドル ナショナル ドラレジヨン ドノノール勳章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

○明治十八年二月十七日

宮內權大書記官正六位勳五等 三宮義胤

獨逸國聯邦メクレンブルクシユヴエリン國大公殿下ヨリ贈與シタルコムトエア クロイツ クライヘン勳章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

○明治十八年二月十八日

總務局制規課長 長澤六郎

兼任參事院員外議官補 歩兵少佐從六位

仝 陸軍中尉從七位 大城兵義制

時事報報

英國ハ永久支那ヲ庇蔭スルモノニ非ズ

佛國事件起リシ以來佛國カ支那ニ對スルノ舉動ハ寬猛時ニ殊ナリト雖ニ客歲八月鵝籠ヲ攻撃シ轉テ福州ノ砲撃ニテ支那軍艦ヲ打沈メ船政局ヲ盤粉シ閩江ヲ下リナガラ金昇閩安等ノ砲臺ヲ破壞シ程ナク又鵝籠ヲ占領シ淡水ノ攻撃モ數回ニ及ビ近報ニ據レハ其艦隊ノ一部分ハ吳淞江口ニ出現シ幕ヲ石浦碇泊ノ支那艦ヲ追驅シテ南下ノ途ニ就キタリト云ヒ又東京地方ニテハ昨年以來數回トナク進撃ヲ試ミ近頃遂ニ郎松ヲ攻陷シタリト云フカ如キ其攻撃侵暴ノ勢ハ惡少年ガ寡ヲ侮テ乳臭虚弱ノ成童ヲ打擲スルカ如ク毫モ假借スル所ナキモノト云フ而シテ既ニ彼ノ英國ハ佛清事件ノ當初ヨリ支那ニ向テ暗ニ好意ヲ呈スルモノヽ如ク戰端ノ未タ開ケザル其中ニハ佛國ガ幾度トナク拒絶スルニモ拘ハラズ屢々仲裁ノ勞ヲ執ラントシ又福州砲撃ノ際モ英國ノ公論ハ大ニ佛國ノ殘酷ナルヲ咎メ客歲ノ秋金昇砲臺ヨリ英艦セムヒヤ艦ヲ砲撃シテ其艦体ヲ傷ケ剩サヘ其乘組士官等ヲ殺害シタル折ナリシニハ世人モ英政府ガ此過失ニ附ケ込ミ[illegible]大[illegible]ヲ神戸ニ[illegible]ナントスナラント思ヒノ外、敢テ聞談ノ沙汰モナク[illegible]ノ事サヘモ今日迄ハ之ヲ不問ニ附シ去レ[illegible]ニ至リテハ香港太守ニ訓令シテ外國就役傭例第十條ヲ實施セシメ香港ヨリ新嘉坡等英領諸港ノ中立布告シタルガ勿論コノ中立布告ハ支那ノ爲メニ實施シタル譯ニモアルマジトハ思ハルレドモ事ノ成跡ニ見ルトハ此度ノ戰爭ニテハ支那ハ主ニシテ佛國ハ客ナルガ故ニ英國ノ中立ハ佛國ニ對シテ其兵器軍需等ノ供給ヲ妨クルコト爲リ支那ノ軍政上ニ取リテ多少ノ利益ヲ加フルコトナラン是等ノ事例ニ由リテ察スルニ英國ノ東洋政略ハ幾分カ佛國ノ毒手ヲ掣シテ支那ノ爲メニ庇蔭スルノ意味アルガ故ニ世上動モスレバ說ヲ作リテ英國ハ商賈ノ國柄ニシテ東洋ニ望ム所モ亦唯商利ノ一方ニ在レバ佛清事件ノ片付クマデ支那ヲ庇蔭スルハ勿論從來永ク其呵護ヲ爲シテ各國ノ侵略ヲ防クコトナランナド云フモノモアラント雖ヒ我輩ノ所見ハ之レニ反シ今日英國ガ支那ヲ庇蔭スルガ如キ樣子アルハ佛國ガ會釋モナク之ヲ打擲シ居ルヲ以テ一方ニハ之ヲ嫉視スルノ傍ニ支那ニ對シテモ幾分カノ憐憫ヲ催シタルガ爲メニシテ永ク此情態ヲ持續スルモノニハ非ズ左レバ今後佛國トノ事件モ纏マリ斯クテ支那帝國ヲ見廻シテ英國ノ眼ニ利益ノ取ルニ足ル可キモノヲ映スルコトアラバ義キニハ手ヲ援テ之ヲ危急ニ救ヒタルニ引キ替ヘ今ハ之ヲ却カシテ其義氣ヲ奪ヒ之ヲ搾シテ又嚇テ石ヲ下スコトナシトモ云フ可ラズ是等ノ事態ハ浮世ノ人情ニ於テ往々其例ヲ見ル所ニシテ彼ノ人情談師三遊亭圓朝ノ近作饒ケ瀧操松影ノ講談筆記中ニモ此情態ヲ穿ヲタル一段アリ因テ其一節ヲ左ニ抜粹スレバ

深川清住町の川岸で夜の九時頃に二人れ小僧が爭鬪をして居ましたが一人い商人の小僧と見まして十五六にて色白く竹のふしの若衆髪風呂敷包を背負まして下り雪駄とはいて居ましたが敵手の小僧と職人体で目倉納の洗ひさらした股引腹掛に印半纏を裏返しに着て素足ゑ藁草履と等外十六七ばかりの毛毬栗頭見かけが惡く〳〵しき小僧で無益らぬ事を言合、果い掴合ゑ為ましゑが職人の小僧は力がありますから拳をうためてポカ〳〵打り此方の小僧も一生懸命挑を爭ふ其所へ通りかゝりました男子は黑の羽織に小袖差山岡頭巾で面を隱し川風を厭ひあがら板塀ぎわへ付て參りましたが見るに見かねて中間に割り入り男「コレ放せ放さねへかコーレと職人の小僧と一處に逃げ出し升て大橋の袂まで來ましゑが惡い奴ざ國者窘めをしやアがると聽さんぞと商人の小僧い涙ざと鼻汁を拳でふきながら小「旦那樣有難うございますといつでも通る度に彼奴ゑ窘められます男「コレ貴樣い彼ナ小僧に負ると弱い奴ざナ小「ナニ双方の手ど出シア負ヤア仕ませんけれど片方の手で風呂敷を押へてゐるから、かなやアしねへや男「ナセ兩手を出さねえれざ小「ダッテ此風呂敷の中にヤア佐賀町から御揃を取て來ゑ六十兩這入てゐるから遺落とすといけないからアス手さへ離せば如彼奴に負けやア仕ませんや男「ナニ此背負てゐる風呂敷ハ中ゐアノ六十兩の金があるか小「ヘイ男「アノ六十兩ヲーヤトカめ息をつきなグら小僧の後方より手を伸て包を探れば小「アラ何ど爲るんでもねヘ男「ナニ眞實ゑあるかと言ひあがら探りく試ますとズツシリとした手當りあにきびの出る程此金が欲しく成りましたから往來絶しを幸ど小僧の背負ました風呂敷包を奪取りますと小僧がアレーと叫立てさすゐ男い面倒ざと彼小僧の襟髮と帶を掴み大橋の上より大川へドブーンと抛込まして六十兩の包を引抱一目散に濱町川岸の方へバラ〳〵〳〵と逃げ出しましゑ(下略)

右ハ尋常ノ世話講談ニシテ格別新奇ノ趣向ニモ非ズ世間ノ實際ニ於テモ亦往々其例ヲ見ル所ナルガ今ヤ眼界ヲ濶クシテ之ヲ國交際ノ情態ニ徵スルニ彼ノ佛清事件トテ支那ト佛國ト爭鬪ヲ爲ス其有樣ハ商人ノ小僧ガ職人体ノ惡少年ト掴ミ合ヒ少年ノ力優リテ小僧ノ頭ヲ打擲スルモノヽ如シ然ルニ彼ノ英國ガ暗ニ支那ヲ庇蔭スルハ恰カモ此爭鬪ノ場所ヘ通リ掛リ普通ノ人情覺ヲ助ケテ其危急ヲ救フモノヽ如シ然リト雖ヒ英國ガ支那ノ危急ヲ救ヒタリトテ是レハ唯今日ノ情實ヨリ出ツルモノナレバ決シテ之ニ依賴ス可ラズ今後一日支那ニ取ル可キノ利益ヲ探リ得ルコト彼ノ小僧ノ背負ヒタル六十金ノ如キモノアランニハ其猿手ヲ差シ伸バシテ之ヲ奪取スルヲ辭セザル可シ而シテ其之ヲ辭セザルモノハ獨リ英國ノミナラズ露西亞日耳曼等ヲ始メトシテ滿世界溜々皆ナ是ナルガ故ニ今後佛清事件完結スルノ日モ東洋諸國ハ復タ枕ヲ高ウシテ臥スルコトヲ得ズ目下國交際ノ轉變ハ到佛暮鬼モ啻ナラズ今日我ニ德スルモノ明日我ニ仇セザルヲ期ス可ラズ前狼後虎轉タ相迫ル支那帝國ノ運命ヲ見ルニ就キテモ我國ニテハ早ク關戸綱繆ノ策ヲ施シ自カラ警戒スル所ナカル可ラズト信スルナリ

雜報

○佛國新陸軍卿 先頃カムペノン氏に代りて佛國の陸軍卿ゑ任せられたるレウオル氏い必ず東京より支那兵を追出さんとの決心なれば同氏い此目的を達するが爲めゑ活潑なる手段と以て支那兵を攻撃するあらんと一月十二日巴里發の報ゑ見えしが其後東京屯駐のブリエル將軍が大兵を率げて郎松攻撃を初めたるを見るば右の一報は頗る據る所あるものゝ如し

○醇親王鎭山を開らんとゝ 昨日到着の上海申報を見るゑ近頃醇親王い外衙門大臣閻敬銘と共ゑ類りゑ富國の策を講究し其說に天地自然の利を取り國家無盡の藏に供せんとするゑは鎭山を開くを以て最も良策とす而して鎭山を開くにい雲南の銅山、開平れ石炭礦を除きくい熱河の金礦ゑ如くもれなしとて醇親王は右れ次第を上奏せし上ゑて吏員幷ゑ學生數名を同地に遣はし一應の檢査を遂けしめんと去る一月二十日を以て京師を發せしめたるよし右は實地見分れ上、多分の金礦を出すと認ひる時は器械を買入れて大ゑ開鑿ゑ從事する筈ありと云ふ

○長與三等出仕 長ゑ靜岡縣下豆州熱海へ出張仰付けられたる長與內務省三等出仕は內務省港務官任御用掛加藤伺志氏を隨へ一昨十八日出發したり

○熱海溫泉行 福羽參事院議官は本日出發して熱海れ溫泉へ入浴するとい

○來朝の祝宴 白耳義橫濱の領事館へ內外設け餘興に大打毬會

○臨時會議 華族會東久世副長、大給議臨時會議を開きたり

○幕会 佐々木伯の出發の高千穗丸にて

○前田正名氏 長に一時歸京せる前田氏縣巡廻のため昨十

○赴任及留學 米國鄉菊次郎及同國へ九日午前十時四十ウヨーク號ゑ搭し西鄉農商務卿、吉島縣人數十名は新

○野村貫眞氏 長昨十八日出發歸縣

○西田明則氏 長六等出仕は去る十

○中澤永秀氏 大監督は去る十六日

○牧野毅氏 大坂六日上京したり

○出發 北海道屯名い昨十九日橫濱

○清水俊氏 清水れたり

発兼官

○徐致祥被罰續鬪ある次第を上奏し本紙上に記せしが徐致祥が鐵路を開て盛鑑を蒙りゑ所を知ゑず頗る怪を極めて廟堂の者しとの事を後ゑて聞くありたり

○三等獸醫 佛國軍省御用掛馬瀨られたり

○委員會議 上海巴黎共進會い九り隊列の番にて九日事務所に於港を出發したり

○清軍艦 同艦倉庫へ搭載品の へ回航なしゑり

○金剛艦・一昨

○土國の艦隊